

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○北海道公債の償還（縁故債）.....（財政課）	111
○有害興行の指定.....（生活文化・青少年室）	112
○一般競争入札の実施.....（地域医療課）	112
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（変更）の届出.....（地域産業課）	113
○肥料の登録.....（道産食品安全室）	114
○知事権限に係る保安林の指定の解除（2件）.....（治山課）	114
○河川区域の指定.....（河川課）	115
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等.....（河川課）	115
○河川区域の指定の一部改正.....（河川課）	115
○河川予定地の指定の一部改正.....（河川課）	115
○公有水面の埋立ての免許の出願.....（砂防災害課）	115
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）.....（砂防災害課）	116
○平成14年度屋外広告物講習会の開催.....（まちづくり推進課）	117
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出.....（都市環境課）	118
支庁告示	
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知.....	118
支庁公告	
○軽油引取税免税証の亡失の届出（2件）.....	118
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の資格に関する告示.....	118
○特定調達契約に係る入札の公告.....	120
道釧路土木現業所告示	
○一般競争入札の実施.....	121
道立畜産試験場告示	
○一般競争入札の実施.....	122
道教育庁後志教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	123
道教育庁空知教育局告示	

○一般競争入札の実施.....	124
道教育庁上川教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	125
道教育庁網走教育局告示	
○一般競争入札の実施.....	126
道教育庁胆振教育局告示	
○一般競争入札の実施（2件）.....	127
道建築審査会告示	
○北海道建築審査会告示の左横書きの実施等に関する告示.....	129
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	130

告 示

北海道告示第100号

北海道公債の平成15年2月20日定時償還に係る抽せんの結果、元金を次のとおり償還する。
平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

1 当せんした証書の番号等

銘 柄 償 還 金 額	当 せ ん し た 証 書 の 番 号 等		
	10 万 円 券	100 万 円 券	1,000 万 円 券
北海道第20回2号公債	431～440	388～396	388～396
	551～560	496～504	496～504
	621～630	559～567	559～567
北海道第20回3号公債	21～30	19～27	29～42
	411～420	370～378	575～588
	471～480	424～432	659～672
北海道第20回4号公債	431～440	388～396	861～880
	651～660	586～594	1301～1320
	701～710	631～639	1401～1420
北海道第20回5号公債	-	51～60	56～66
		781～790	859～869
		971～980	1068～1078
北海道第21回1号公債	1001～1020	901～918	1401～1428
	1401～1420	1261～1278	1961～1988
	1841～1860	1657～1674	2577～2604
北海道第21回2号公債	81～100	113～140	125～155

		481～ 500	673～ 700	745～ 775
		1881～1900	2633～2660	2915～2945
北海道第21回 3 号公債	9 億円	121～ 140	109～ 126	169～ 196
		521～ 540	469～ 486	729～ 756
		1361～1380	1225～1242	1905～1932
北海道第21回 4 号公債	6 億6,000万円	31～ 40	28～ 36	64～ 84
		541～ 550	487～ 495	1135～1155
		821～ 830	739～ 747	1723～1743
北海道第21回 5 号公債	8 億4,000万円	-	51～ 60	136～ 162
			221～ 230	595～ 621
			851～ 860	2296～2322
北海道第22回 1 号公債	9 億円	371～ 380	334～ 342	1074～1102
		541～ 550	487～ 495	1567～1595
		821～ 830	739～ 747	2379～2407
北海道第22回 2 号公債	9 億円	101～ 110	91～ 99	291～ 319
		471～ 480	424～ 432	1364～1392
		991～1000	892～ 900	2872～2900
北海道第22回 3 号公債	9 億円	711～ 720	640～ 648	2060～2088
		751～ 760	676～ 684	2176～2204
		941～ 950	847～ 855	2727～2755
北海道第22回 4 号公債	10億5,000万円	321～ 340	449～ 476	513～ 544
		441～ 460	617～ 644	705～ 736
		861～ 880	1205～1232	1377～1408
北海道第22回 5 号公債	10億5,000万円	111～ 130	120～ 147	163～ 194
		1471～1490	2024～2051	2339～2370
		1911～1930	2640～2667	3043～3074
北海道第22回 6 号公債	7 億5,000万円	-	—	426～ 450
				1276～1300
				2176～2200
北海道第22回 7 号公債	9 億3,000万円	201～ 210	381～ 399	581～ 609
		391～ 400	742～ 760	1132～1160
		551～ 560	1046～1064	1596～1624
北海道第22回 8 号公債	6 億6,000万円	-	-	397～ 418
				749～ 770
				1387～1408
2 支 払 場 所	指定支払場所			
3 償 還 期 日	平成15年 2月20日			

北海道告示第101号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年 1月28日

興行の題名			北海道知事 堀 達 也	
興行の種別		制作会社又は配給会社	指定の理由	
映画	味見したい人妻たち	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	白襦袢レズ 熟女ねぶり	同		
同	シングルマザー 猥らな男あさり	オーピー映画		
同	政界レズビアン 女戒	新東宝映画		

北海道告示第102号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年 1月28日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

原子力災害対策設備 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年 3月31日

(4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道保健福祉部地域医療課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
北海道庁別館西棟 4 階会議室 4

(2) 入 札 日 時 平成15年 2月12日 午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150号までの定めるところによる。
- 6 郵便等による入札
- 郵便又は電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部地域医療課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 371
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 要
- 10 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道保健福祉部地域医療課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 371

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第103号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年5月28日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 株式会社佐藤本店 代表取締役 佐藤 昭一
札幌市東区北35条東1丁目753番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ゲオ函館昭和店
函館市昭和3丁目24ほか
- (3) 変更しようとする事項
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
- (変更前) 1階 午後8時（ただし、年間60日午後9時）
2階 午後10時（ただし、年間60日午後11時）
- (変更後) 1階及び2階 午前0時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前9時30分から午前0時30分まで
- (変更後) 午前9時30分から午前0時30分まで（一部午後10時まで）
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
- (変更前) 出入口4箇所
- (変更後) 出入口3箇所（ただし、午後10時以降は2箇所）
- (4) 変更する年月日
- 平成14年12月28日
- (5) 次に掲げるもののうち、上記(3)の変更に係るもの以外の事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ゲオイエス 代表取締役 沢田喜代則
札幌市東区北10条東5丁目30番地3
- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,998㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(ア) 駐車場の収容台数
101台
(イ) 駐輪場の収容台数
31台
(ウ) 荷さばき施設の面積
50㎡
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量
25㎡
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前10時

- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後8時30分まで
- 2 届出年月日
平成14年12月27日
- 3 届出書等の縦覧
(1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課
(2) 縦覧期間
平成15年1月28日（火）から5月28日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第104号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。
平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

登 録 番 号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者		登 録 年 月 日
					名 称	住 所	
北海道第2848号	副産動物質肥料	コラーゲン液	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	株式会社扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	平成15. 1.20

北海道告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
河東郡士幌町字中音更西2線198の1、198の2、198の4から198の6まで、字中音更西3線197の2、197の4、197の8、197の11
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由
指定理由の消滅

- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
広尾郡大樹町字晩成33の1・33の2・33の4・33の6・34の1・105の1・105の3（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、33の3、33の5、34の2、34の3
- (2) 保安林として指定された目的
霧害の防備
- (3) 解 除 の 理 由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字駒島740の2、740の3
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字平和83の2、83の5
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

北海道告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡虻田町字三豊287の3・290の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、292の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地及び河川管理施設用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第107号

古丹別川水系に係る二級河川チエボツナイ川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

次の図面（第1号図）の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号の区域以外の区域（「次の図面」は、省略する。）

北海道告示第108号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 河 川 の 名 称 二級河川鬼志別川水系鬼志別川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成15年1月28日
- 3 廃 川 敷 地 等 の 位 置 宗谷郡猿払村鬼志別北町66番から同村鬼志別東町439番1まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 28,977.05㎡

北海道告示第109号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

表の2二級河川鬼志別川の項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の1」に改める。

北海道告示第110号

昭和56年北海道告示第650号（河川予定地の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道稚内土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

表の2二級河川鬼志別川の項位置の欄中「宗谷郡猿払村字鬼志別」を「宗谷郡猿払村字鬼志別及び鬼志別東町」に改め、同項図面の欄中「第1号図」を「第1号図の1」に改める。

北海道告示第111号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

- 1 出 願 の 年 月 日 平成14年12月12日

2 出 願 者

- (1) 名 称 北海道
 (2) 住 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
 (3) 代表者の氏名 北海道知事 堀 達也

3 埋 立 区 域

- (1) 位 置 寿都郡寿都町字歌楽町美谷239番 1、239番 2、240番 1、240番 2 及び1190番地先の公有水面

(2) 区 域

埋立区域A 次の①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

①の地点 3 級基準点 H13 - 86 の地点（北緯42度49分44秒7088、東経140度18分46秒8258）から方向角14度54分27秒の方向43.98m の地点

②の地点 ①の地点から方向角39度35分43秒の方向5.30m の地点

③の地点 ②の地点から方向角129度34分41秒の方向8.80m の地点

④の地点 ③の地点から方向角39度35分44秒の方向18.83m の地点

⑤の地点 ④の地点から方向角168度55分49秒の方向5.42m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から方向角213度52分36秒の方向5.02m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から方向角188度37分49秒の方向5.83m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から方向角201度50分38秒の方向5.24m の地点

⑨の地点 ⑧の地点から方向角185度22分00秒の方向6.89m の地点

埋立区域B 次の⑩の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線、⑭の地点とA 4 の地点とを結んだ線、A 4 の地点とA 3 の地点とを結んだ線、A 3 の地点とA 2 の地点とを結んだ線、A 2 の地点とA 1 の地点とを結んだ線、A 1 の地点と⑮の地点とを結んだ線及び⑩の地点と⑮の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

⑩の地点 3 級基準点 H13 - 86 の地点（北緯42度49分44秒7088、東経140度18分46秒8258）から方向角23度55分11秒の方向67.99m の地点

⑪の地点 ⑩の地点から方向角39度35分25秒の方向3.00m の地点

⑫の地点 ⑪の地点から方向角129度34分24秒の方向4.89m の地点

⑬の地点 ⑫の地点から方向角219度43分56秒の方向0.10m の地点

⑭の地点 ⑬の地点から方向角129度35分45秒の方向5.00m の地点

A 4 の地点 ⑭の地点から方向角38度27分02秒の方向29.94m の地点

A 3 の地点 A 4 の地点から方向角128度29分05秒の方向8.07m の地点

A 2 の地点

A 1 の地点

⑮の地点

(3) 面 積
 埋立区域A 213.66㎡
 埋立区域B 310.55㎡
 計 524.21㎡

4 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位 置 寿都郡寿都町字歌楽町美谷239番 1、239番 2、240番 1、240番 2 及び1190番地先並びに239番 1、239番 2、240番 1、240番 2、240番 4、1190番及び国道229号道路敷地

- (2) 区 域 次のS 1 の地点とS 2 の地点とを結んだ線、S 2 の地点と⑫の地点とを結んだ線、⑫の地点と⑬の地点とを結んだ線、⑬の地点とS 3 の地点とを結んだ線、S 3 の地点からS 12の地点までを順次に結んだ線及びS 1 の地点とS 12の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

S 1 の地点 3 級基準点 H13 - 86 の地点（北緯42度49分44秒7088、東経140度18分46秒8258）から方向角11度28分16秒の方向40.66m の地点

S 2 の地点 S 1 の地点から方向角39度35分40秒の方向32.59m の地点

⑫の地点 S 2 の地点から方向角129度34分49秒の方向5.69m の地点

⑬の地点 ⑫の地点から方向角219度43分56秒の方向0.10m の地点

S 3 の地点 ⑬の地点から方向角129度35分27秒の方向4.20m の地点

S 4 の地点 S 3 の地点から方向角38度27分00秒の方向29.92m の地点

S 5 の地点 S 4 の地点から方向角128度29分10秒の方向33.52m の地点

S 6 の地点 S 5 の地点から方向角221度40分45秒の方向30.70m の地点

S 7 の地点 S 6 の地点から方向角132度41分07秒の方向1.89m の地点

S 8 の地点 S 7 の地点から方向角222度40分00秒の方向1.05m の地点

S 9 の地点 S 8 の地点から方向角132度40分42秒の方向2.19m の地点

S 10 の地点 S 9 の地点から方向角222度40分26秒の方向5.00m の地点

S 11 の地点 S 10 の地点から方向角312度40分48秒の方向2.20m の地点

S 12 の地点 S 11 の地点から方向角222度41分45秒の方向26.27m の地点

(3) 面 積 2,387.32㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

北海道告示第112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規

定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年 1 月28日

北海道知事 堀 達 也

室蘭大沢町 1 丁目急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市	町	地 番	標 柱 番 号
室蘭市	大沢町 1 丁目	20 番 1	1
同	同	221 番 2	2
同	同	223 番 149	3、4、5
同	同	20 番 11	6

北海道告示第113号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年 1 月28日

北海道知事 堀 達 也

網走市台町その 2 急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市	町	地 番	標 柱
網走市	台町 2 丁目	123 番 1	1
同	同	72 番 1	2
同	同	70 番 22	3
同	南 8 条東 7 丁目	14 番 1	4
同	港町	128 番 3	5

北海道告示第114号

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）第14条の 3 第 3 項の規定により、平成14年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成15年 1 月28日

北海道知事 堀 達 也

1 開 催 の 日 時 平成15年 3 月 6 日（木）午前 9 時30分から午後 5 時15分まで

2 開 催 の 場 所 札幌大同生命ビル（札幌市中央区北 3 条西 3 丁目）

3 講 習 内 容

(1) 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時 間 数
屋外広告物に関する法令	2 時間
屋外広告物の表示方法に関する事項	同
屋外広告物の施工に関する事項	2 時間30分

(2) 講 習 の 一 部 免 除

次に掲げる者に対し、屋外広告物の施工に関する事項の講習科目を免除する。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第 3 条に規定する電気工事士の資格を有する者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者

エ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、帆布製品製造に関し、職業訓練指導員免許を受け、技能検定に合格し、又は職業訓練を修了した者

4 受 講 資 格 制限なし

5 受講申込書の受付期間 平成15年 2 月 3 日（月）から27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。郵送の場合は、2 月27日（木）までに到着のものに限り受け付ける。）

6 受 講 申 込 先 北海道建設部まちづくり推進課（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 郵便番号 060 - 8588）

7 受 講 手 続

(1) 受講申込書等の請求

受講申込書及び講習一部免除申請書は、北海道建設部まちづくり推進課、各支庁経済部建設指導課又は社団法人北海道屋外広告業団体連合会に請求すること。

(2) 提 出 書 類

ア 受講申込書

イ 住民票抄本

ウ 写真（申込み前 6 月以内に無帽正面上半身を撮影した縦 4 センチメートル、横 3 センチメートル）

ンチメートルのもの）

エ 講習科目の一部免除を受けようとする者は、講習一部免除申請書及び免除の事由に該当することを証する書面（免許状等の写し）

(3) 受講手数料

3,000円（北海道収入証紙により納付すること。）

8 修了証書の交付

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

9 その他

受講手続その他不明な点は、北海道建設部まちづくり推進課、各支庁経済部建設指導課又は社団法人北海道屋外広告業団体連合会に照会すること。

北海道告示第115号

芽室町東めむろ土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任した旨、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があった。

平成15年1月28日

北海道知事 堀 達 也

区分	就任年月日	氏 名	住 所
就任	平成15. 1.15	藤 村 良 治	河西郡芽室町東芽室南1線34番地5
同	同	山 上 徳 善	同 東芽室南3線33番地
同	同	恵 田 英 行	同 美生6線28番地
同	同	青 木 久 和	同 東芽室南2線36番地2
同	同	山 上 昭 三	同 東芽室南2線33番地6
同	同	山 上 悌 子	同 東芽室南2線35番地6
同	同	木 川 清	同 東芽室南2線30番地

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第2号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年1月28日

北海道上川支庁長 吉 田 洋 一

1 住 所 旭川市東光7条3丁目4-8

- 2 商号又は名称 なし
3 氏 名 那須 辰也
4 登録番号 北海道知事⁽¹⁾上第00413号
5 主たる営業所の所在地 旭川市東光7条3丁目4-8
6 従たる営業所の名称及び所在地 なし

支 庁 公 告

次の軽油引取税免税証については、免税軽油共同使用者から亡失した旨の届出があったので、平成14年10月30日以降無効とした。

平成15年1月28日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免税証交付支庁名
500円券	I 0233223	1	農業	H14. 3.13 H14.11.30	赤平市東文京町3丁目1番地 たきかわ農業協同組合 赤平給油所	北海道空知支庁

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、平成14年11月21日以降無効とした。

平成15年1月28日

北海道胆振支庁長 小 林 照 和

免税証の種類	記号及び番号	枚数	業種	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所（所在地）及び氏名（名称）	免税証交付支庁名
10円券	C1368414	1	鉄鋼業	H14. 9.26 H14.12.20	室蘭市寿町3丁目15-4 北海石油株式会社	北海道胆振支庁

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年1月28日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 資格及び特定役務の種類

平成14年度において札幌医科大学が契約しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 契 約 | 平成15年1月28日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約 |
| (2) 資 格 | 札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） |
| (3) 特定役務の種類 | 札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借 |

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (6) 平成15年2月1日現在において、引き続き2年以上寝具類賃貸借業務を営んでいること。
- (7) 財団法人医療関連サービス振興会が定める医療関連サービスのうち寝具類洗濯業務の認定を受けている者であること、又は同等の能力を有していると認められる者であること。
- (8) 過去2年間に於いて、病床数300床以上の病院と寝具類賃貸借業務に関する契約を締結し、その実績が1年以上あり、かつ誠実に履行した者であること。
- (9) クリーニング所を当病院からおおむね50km以内に有している者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の

(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月7日（金）から21日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）までの間にしなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時まで

- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

また、賃貸借予定の物品と仕様書を見本として提出すること（後日物品は返却する）。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局業務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3112

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者からの当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しなくなったときは、資格を失う。

札幌医科大学告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年1月28日

北海道医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借

ア 患者用寝具	1日1組当たりの単価	調達予定数量	304,693組
イ 病衣	同		160,981組
ウ 肌着（下着）	1枚当たりの単価	同	7,022枚
エ 肌着（中着）	同		7,022枚
オ 肌着（長着）	同		7,022枚
カ 和オムツ	同		53,650枚
キ 洋オムツ	同		12,391枚
ク オムツカバー	同		7,722枚
ケ オマタ	同		7,577枚
コ 宿直用寝具	1日1組当たりの単価	同	16,060組

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年4月14日まで

(4) 納入場所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年札幌医科大学告示第6号に規定する札幌医科大学医学部附属病院寝具類賃貸借契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院3階 臨床第1会議室(A)（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8543 札

幌医科大学事務局業務課）

(2) 入札日時 平成15年3月10日 午前11時（郵送による場合は、平成15年3月7日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学事務局業務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかわず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算することとする（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局業務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目

電話番号 011 - 611 - 3112 内線 3112

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured : Rental contract of Bedding for Sapporo Medical University Hospital a . Bedding for patients Unit price per day 304,693 sets b . Pajama for patients Unit price per day 160,981 sets c . Underwear (wearing the bottom) Price apice 7,022 sheets d . Underwear (wearing inside) Price apice 7,022 sheets e . Underwear (long clothes) Price apice 7,022 sheets f . Diaper (M size) Price apice 53,650 sheets g . Diaper (L size) Price apice 12,391 sheets h . Diaper cover Price apice 7,722 sheets i . Diaper (S size) Price apice 7,577 sheets j . Bedding for night duty Unit price per day 16,060 sets B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., March 10, 2003 (If mailed, bids must arrive no latter than March 7) C . Contact : Distribution Administrative Divisin, Administration, Sapporo Medical University. Nisi 16-chome, Minami 1-jo Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan. Phone : 011-611-2111 Ext. 3112	格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年1月28日から2月10日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所 3 階会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年2月14日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示	
北海道釧路土木現業所告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年1月28日 北海道釧路土木現業所長 宮 川 英 二 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 幅広複写機 1台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月7日 (4) 納 入 場 所 北海道釧路土木現業所根室出張所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資	

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

道立畜産試験場告示

北海道立畜産試験場告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年1月28日

北海道立畜産試験場長 田 村 千 秋

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
ア 調達をする物品の名称 重油（A重油）1ℓ当たりの単価
イ 数量（調達予定数量） 110,000ℓ
- (2) 調達をする物品の仕様等 (1)に同じ。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 北海道立畜産試験場の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
(4) 調達をする物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期 平成15年1月28日から2月12日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 081 - 0038
北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場総務部総務課
電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2222
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地
北海道立畜産試験場庁舎1階講堂
(2) 入 札 日 時 平成15年3月10日 午後1時30分
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 北海道立畜産試験場総務部総務課 電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2222 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。 なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立畜産試験場総務部総務課 イ 所 在 地 北海道上川郡新得町字新得西5線39番地 電話番号 01566 - 4 - 5321 内線 2222 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) 詳細は、入札説明書による。	平成15年1月28日 北海道教育庁後志教育局長 下 田 清 治 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 CCDカメラ 57台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月17日（月） (4) 納 入 場 所 後志管内道立学校19校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁2階講堂 (2) 入 札 日 時 平成15年2月13日（木）午前11時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条の定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法
道教育庁後志教育局告示	
北海道教育庁後志教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成15年2月4日（火）
- (2) 提出場所 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
北海道教育庁後志教育局企画総務課

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すると。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道教育庁後志教育局企画総務課
イ 所在地 郵便番号 044 - 8544 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
電話番号 0136 - 22 - 1111 内線 3117
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年1月28日

北海道教育庁空知教育局長 松尾昭房

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
電子計算組織 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納入期日 平成15年3月20日（木）
- (4) 納入場所 北海道深川東商業高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年1月28日から2月6日まで（午前9時から午後5時まで）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎3階会議室（郵送による場合は、郵便番号 068 - 8550 北海道教育庁空知教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成15年2月17日（月）午前10時（郵送による場合は、平成

15年2月14日までに必着のこと。) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁空知教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目	電話番号 0126-23-2231 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 道教育庁上川教育局告示 北海道教育庁上川教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成15年1月28日 北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 CCDカメラ 99台 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月14日(金) (4) 納 入 場 所 上川管内道立学校33校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室 (2) 入 札 日 時 平成15年2月13日(木)午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭
--	--

和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年2月5日（水）
(2) 提 出 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局企画総務課

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3117

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年1月28日

北海道教育庁網走教育局長 清 原 登志夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
CCDカメラ 93台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年3月14日（金）
- (4) 納 入 場 所 網走管内所在の全道立学校31校（分校を含む。）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走総合庁舎2階北海道教育庁網走教育局会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年2月12日（水）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」とい

う。)第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 提出期限 平成15年2月5日(水) 提出場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道教育庁網走教育局企画総務課 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8619 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 3117 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等有り得る。	(5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。
道教育庁胆振教育局告示	
北海道教育庁胆振教育局告示第2号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成15年1月28日 北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 CADシステム一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年3月28日(金) (4) 納 入 場 所 北海道室蘭工業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年1月28日から2月7日まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。	

4 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道胆振支庁別館4階室蘭土木現業所会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年2月19日（水）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

イ 所 在 地 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 3117

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道教育庁胆振教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年1月28日

北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
CCDカメラ 72台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年3月14日（金）
- (4) 納 入 場 所 胆振管内道立学校24校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号 北海道教育庁胆振教育局企画総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道胆振支庁別館2階胆振支庁第一会議室
- (2) 入 札 日 時 平成15年2月13日（木）午前10時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否 要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

提 出 期 限 平成15年2月3日（月）
提 出 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号
北海道教育庁胆振教育局企画総務課

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加するものは、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出す

ること。

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 051 - 8558 北海道室蘭市幸町9番11号
電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 3117

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

道 建 築 審 査 会 告 示

北海道建築審査会告示第1号

北海道建築審査会告示の左横書きの実施等に関する告示を次のように定める。

平成15年1月28日

北海道建築審査会会長 石 山 祐 二

北海道建築審査会告示の左横書きの実施等に関する告示

（趣旨）

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に示達されている告示（以下「既存告示」という。）のうち縦書きとなっているもの（以下「縦書き告示」という。）の形式を左横書きとすること及び既存告示に関する規定の整備を行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第2条 縦書き告示の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

- (1) 縦書き告示における右方はこの告示による改正後の縦書き告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、縦書き告示における上方は改正後告示における左方とする。
- (2) 改正後告示における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、縦書き告示における文字の順序とする。

（用字及び用語の整理）

第3条 縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 漢数字	アラビア数字
-------	--------

- 2 前項の規定によることが適当でないと認められるときは、建築審査会会長が定めるところによる。

第4条 既存告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 促音として用いられている「つ」	「っ」
2 「且つ」	「かつ」
3 「の外」又は「外」（それぞれの直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	それぞれ「のほか」又は「ほか」
4 動詞「こえる」（ある基準や数値を上回る意味で用いられている場合に限る。）の語幹の「こ」	「超」
5 動詞「基づき」の語幹の「基」	「基づ」
6 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「右」	「上記」

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年 1月28日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
オンラインシステム用端末装置の賃貸借 819式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成14年11月20日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士通リース株式会社
(2) 住 所 東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号
- 4 落札金額
5,334,588円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告

平成14年北海道警察本部告示第177号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

正 誤

○平成15年 1月24日 第1435号

札幌医科大学告示第 5 号（特定調達契約に係る入札の公告）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
107	右	23
誤	4 万平方メートル	
正	1 万平方メートル	